平成２２年（フ）第４４号
埼玉県蓮田市大字黒浜2798番地の79
債務者　荒井　浩子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５号
埼玉県蓮田市大字黒浜2798番地の79
債務者　荒井　誠
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
埼玉県鴻巣市小松３丁目４番48―201号　市営小松団地４号棟
債務者　赤津　チカ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
さいたま市大宮区桜木町４丁目101　セレージャ102号室、住民票上の住所さいたま市岩槻区上里２丁目４番地２　リバーサイド大沢B104
債務者　上間　理佐（旧姓井上・紺野）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
新潟県新潟市東区中山１丁目３番５号
債務者　田中千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０号
新潟県新潟市東区桃山町１丁目104番地２　市営住宅Ｉ棟48号
債務者　堀川ススイ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３７号
静岡県伊豆市熊坂856番地の１　椿団地Ａ棟２号室、前住所静岡県伊豆市牧之郷96番地の１　シティハイムのぼりＡ―105
債務者　相原しのぶ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３１０２号
名古屋市瑞穂区仁所町１丁目44番地の１　マンションオックス302号
債務者　足立さわ子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４２号
名古屋市天白区向が丘１丁目2006番地　福岡荘102号
債務者　緒方　麻里
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２号
福岡県三潴郡大木町大字上木佐木981番地
債務者　池末千賀子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５号
山形県鶴岡市中野京田字大坪24番地５
債務者　國分　俊典
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２１号
福島県喜多方市熱塩加納町山田字宇津野丙617番地
債務者　横山　里美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６号
新潟県村上市新町６番29号
債務者　長田　宣洋
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１７３７号
京都市上京区烏丸通上御霊前下る東入相国寺門前町670番地８
債務者　原　　清華
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
京都市山科区小野蚊ケ瀬町67番地１　ロイヤルハイツ小野303
債務者　森　　英人
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
京都府与謝郡与謝野町字算所141番地
債務者　石田　孝仁
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１６号
香川県高松市今里町１丁目29番22　マリッチ溝渕Ｉ104号室
債務者　矢野知恵子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係